

# 北海道水産業・漁村振興条例の概要

## 目的

この条例は、水産業及び漁村の振興に関し、基本理念を定め、道の責務並びに水産業者や水産業の関係団体、道民等の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、水産業及び漁村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、水産業の健全な発展及び豊かで活力のある漁村の構築に寄与することを目的としています。

水産業とは漁業と水産加工業をいいます。

## 基本理念

将来にわたっての安全かつ良質な水産物の安定的供給  
地域を支える活力のある産業としての水産業の発展  
水産業の基盤のみならず自然とのふれあいなど多様な  
機能を発揮する漁村の発展

## それぞれの責務等

### 道

- 基本理念に従って施策を総合的に策定・実施
- 国及び市町村との連携

### 水産業者・関係団体

- 基本理念に従って相互協力のもと事業活動を実施
- 道が行う施策への協力

### 道民等

- 水域環境の保全、道産水産物の消費への協力
- 水域環境や漁業活動に配慮した遊漁や余暇活動

## 施策推進の基本的な考え方と道の施策

### 水産資源の持続的利用や積極的な増大

- 水産資源の適切な管理や秩序ある利用
- 栽培漁業の推進

### 担い手の育成及び確保並びに健全な経営の確立

- 担い手の育成及び確保、女性等の活動の促進
- 安定的な水産業経営の育成
- 協同組合組織の経営の安定

### 海の環境を守り育む水産業の展開

- 水産資源の生育環境の保全及び創造
- 環境と調和した水産業の展開

### 水産物の流通加工体制の構築

- 安全かつ良質な水産物の安定的な供給
- 水産物の競争力の強化

### 快適で活力のある漁村地域の創出

- 快適で住みよい漁村の構築
- 活力ある漁村の構築

## 水産業・漁村振興推進計画

水産業・漁村の振興を総合的かつ計画的に推進

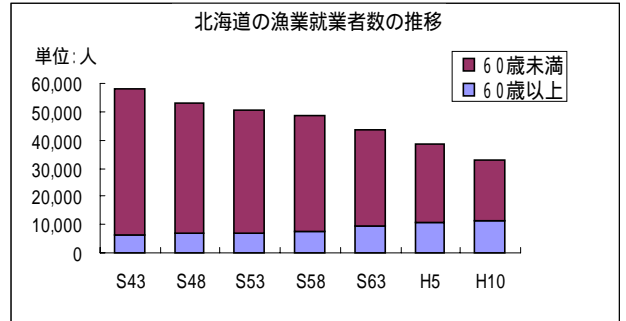
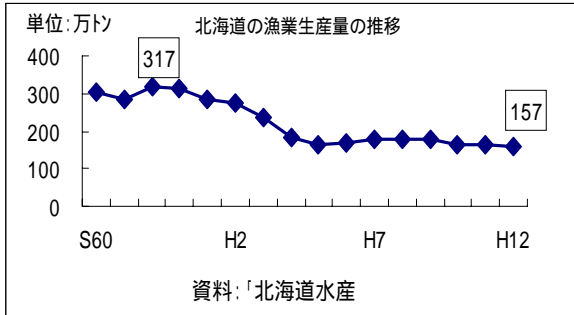
## 北海道水産業・漁村振興審議会

水産業・漁村の振興に関する重要事項を審議

# 条例制定の背景

## 本道水産業の現状

北海道の漁業は、全国の約四分の一に及ぶ生産量をあげ、水産加工業とともに、私たちの健康で豊かな食生活の実現に大きく貢献しています。その一方で生産の低迷や就業者の減少・高齢化など水産業・漁村の安定的な発展が危ぶまれる状況となっています。

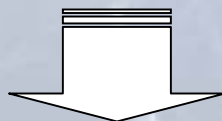


## 水産業・漁村に対する期待

将来的には世界の水産物需給がひっ迫することも予想される中、我が国最大の水産物供給基地としての役割を果たしていくことへの期待が高まっています。  
水産業・漁村は、食卓を豊かにする水産物供給のみならず、人々のライフスタイルの変化などからレクリエーションの場の提供など、多様な役割への期待が高まっています。

## 国の政策の転換 (水産基本法の制定)

国においては水産資源の持続的利用と水産業の健全な発展を基本に、国民に対する水産物を安定供給していくことを目的として、平成13年「水産基本法」を制定しました。道においてもこうした国の政策に応じた施策の展開が求められています。



希望と活力にあふれた水産業や漁村を構築し、  
次代に引き継いでいくため  
道民の総意として条例を制定。

# 条例の目指す水産業・漁村の将来の姿

## 水産業・漁村への期待

- ・ 国民への安全で良質な水産物の安定的供給
- ・ 地域経済社会の発展の担い手
- ・ 自然とのふれあいなど多様な道民ニーズへの対応

## めざす姿

### 健康で豊かな食生活を 支える水産業



- ・ 水産資源の適切な管理と利用
- ・ つくり育てる漁業の強化
- ・ 良好な水域環境の保全

食卓を色彩する  
北の魚たち

うるおいのある  
道民生活

道民  
水産業関係者  
行政機関  
との協働

やりがいのある  
希望にみちた水産業

人々が生き生きと暮らす  
活力のある漁村



魅力のある  
地域社会

- ・ 意欲的な担い手の育成
- ・ 創意と工夫を生かした経営の改善
- ・ 消費者のニーズに即した供給体制の構築

- ・ 生活環境の整備
- ・ 都市との交流の促進
- ・ 地域の特色を生かした自発的な活動の促進

# 「北海道水産業・漁村振興条例」の目指す施策の展開方向

## 基本理念

## 道が講ずる基本的な施策

## 今後の展開方向

### 水産業及び漁村の振興

道が講ずる施策の総合的・計画的な推進

水産業の振興は、本道が国内の水産物の供給の拠点として、将来にわたって、安全かつ良質な水産物を安定的に供給できるよう、水域環境の保全を図りながら、水産資源の持続的な利用及び増大を旨として推進されなければならない。

水産業の振興は、水産業が地域の経済社会を支え、その活性化に貢献する活力のある産業として発展するよう、収益性の高い健全な経営の確立及び組織の育成を旨として推進されなければならない。

漁村の振興は、漁村が水産業の健全な発展の基盤としての役割を果たすとともに、自然とのふれあいの場となる等多様な機能を発揮する地域として発展するよう推進されなければならない。

どの理念にも同じ様に  
関連する事項

水産業及び漁村の振興の  
推進に関する計画

- ・漁業生産その他の適切な目標
- ・施策の基本的事項

水産資源の適切な管理等

- ・水産資源の評価に基づく計画的な漁獲量及び漁獲努力量の管理の推進、水産資源を共有する諸外国との交流の促進など
- ・漁場に見合った操業体制の構築、遊漁に係る秩序の形成など

栽培漁業の推進

- ・増殖場及び養殖場の整備及び開発、種苗の生産及び放流の促進、放流した水産資源の保護及び利用者の負担等利用に係る体制の確立など

担い手の育成及び確保等

- ・水産業者の漁業又は加工の技術及び経営管理能力の向上、新たに漁業に就業しようとする者の受入体制の整備など
- ・女性及び高齢者の労働環境の整備など

安定的な水産業経営の育成

- ・資本装備の高度化、事業の共同化及び拡大の促進、地域の水産物の活用に関する漁業及び水産加工業の連携の促進など

協同組合組織の経営の安定

- ・組織及び事業の充実強化、合併等再編の促進など

安全かつ良質な水産物の安定的な供給

- ・品質管理及び衛生管理の高度化の促進、漁港及び流通加工施設の整備など

水産物の競争力の強化

- ・付加価値の高い製品の開発及び販売の促進、普及宣伝の強化、流通の効率化の促進など

水産資源の生育環境の保全及び創造

- ・水域環境の調査及び改善の推進、森林の整備など

環境と調和した水産業の展開

- ・事業活動に伴う廃棄物の循環的利用の促進、漁業と野生動物との共生に関する取組の促進など

快適で住みよい漁村の構築

- ・景観の保全に配慮した水産業の基盤の整備、生活環境の整備、災害の防止など

活力のある漁村の構築

- ・水産業者の自発的な地域活動の促進、都市と漁村との交流の促進、余暇活動に係る水域及び漁港施設等の利用の秩序の形成など

道民の理解の促進

- ・情報の提供、学習の機会の充実など

水産業の振興に関する技術の向上

- ・道、大学、民間その他試験研究機関の連携の強化、研究開発の推進及びその成果の普及など

財政上の措置